

収入基準（月収額の計算例）

■ 月収額の計算例 ①（給与所得者が2人の場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(千円)	(百円)	(千円)	(百円)
④	大阪太郎	3850000	00
⑤	大阪はるか	1080000	00

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
⑦ 551,000円未満	年間給与所得 = 0
⑧ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円
⑨ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円
⑩ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円
⑪ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円
⑫ 1,624,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。
⑬ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円
⑭ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑮ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑯ 8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

大阪はるか
1,080,000円 - 550,000円
-100,000円 = 430,000円

大阪太郎
3,850,000円 ÷ 4000 = 962.5円
(1円未満切り捨て)
962円 × 4000 × 0.8 - 440,000円
-100,000円 = 2,538,400円

※10万円未満のときはその金額

④の年間給与所得金額	2538400
⑤の年間給与所得金額	430000

例 大阪太郎さんの場合

- 本人 (59歳) (大阪太郎さん) 年間総収入金額 3,850,000円 (会社員)
- 妻 (55歳) (大阪花子さん) 年間総収入金額 0円 (無職)
- 長女 (25歳) (大阪はるかさん) 年間総収入金額 1,080,000円 (会社員)
- 長男 (16歳) (大阪一郎さん) 年間総収入金額 0円 (高校生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額		年間所得金額	
(千円)	(百円)	(千円)	(百円)	(千円)	(百円)
③		④		⑤	

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	⑦ 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	⑦ 60万円以下	年間年金所得 = 0
	⑧ 110万円を超え 330万円未満	(A) - 110万円		⑧ 70万円を超え 130万円未満	(A) - 60万円
	⑨ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		⑨ 130万円を超え 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	⑩ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		⑩ 410万円を超え 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	⑪ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円		⑪ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

③の年間年金所得金額	0
④の年間年金所得金額	0
⑤の年間年金所得金額	0

控除	控除内容	控除額
一般控除	① 同居及び扶養親族控除 [同居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族]	38万円 × 3人 = 114万円
	② 老人控除対象配偶者控除 [同一生計配偶者で70歳以上の方]	10万円 × 1人 = 10万円
	③ 老人扶養控除 [扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方]	25万円 × 1人 = 25万円
特別控除	④ 障害者控除 [障がい者がいる場合]	27万円 × 1人 = 27万円
	⑤ 特別障害者控除 [特別障がい者がいる場合]	40万円 × 1人 = 40万円
	⑥ 寡婦控除 [寡婦であって所得のある方]	27万円 × 1人 = 27万円
	⑦ ひとり親控除 [ひとり親であって所得のある方]	35万円 × 1人 = 35万円
	⑧ ひとり親控除 [ひとり親であって所得のある方]	35万円 × 1人 = 35万円

妻・長女・長男 (本人は除く)

長男 (高校生・16歳)

長男 (身体障がい者4級)

①~⑤を合計します。

2968400 ← 申込世帯全員の年間総所得金額

1660000 ← 申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~④の特別控除額を差し引きしましょう。

1308400 ÷ 12 = 109033 ← 申込世帯の月収額

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

■ 月収額の計算例 ② (給与所得者と年金所得者がいる場合)

例 大阪太郎さんの場合	本人(53歳)(大阪太郎さん)	年間総収入金額	4,800,000円(会社員)
	妻(52歳)(大阪花子さん)	年間総収入金額	0円(無職)
	長女(19歳)(大阪はるかさん)	年間総収入金額	0円(大学生)
	母(80歳)(大阪ヨシ子さん)	年間総収入金額	840,000円(年金)

給与所得者記入欄	
年間総収入金額	年間総収入金額
(仮) 百 十 万 千 百 十 円	(仮) 百 十 万 千 百 十 円
④大阪太郎 4 8 0 0 0 0 0	⑤

年間給与所得金額の計算方法	
年間総収入金額	年間給与所得金額
⑦ 551,000円未満	年間給与所得 = 0
⑧ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円
⑨ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円
⑩ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円
⑪ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円
⑫ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円
⑬ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。
⑭ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円
⑮ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑯ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑰ 8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
	年間総収入金額 - 1,950,000円

大阪太郎
4,800,000円 ÷ 4000 = 1,200円
(1円未満切り捨て)
1,200円 × 4000 × 0.8 - 440,000円
- 100,000円 = 3,300,400円

年金所得者記入欄		その他の所得者記入欄	
年間総収入金額	年間総収入金額	年間所得金額	
(仮) 百 十 万 千 百 十 円	(仮) 百 十 万 千 百 十 円	(仮) 百 十 万 千 百 十 円	
③	④	⑥大阪太郎 2 5 0 0 0 0 0	

年間年金所得金額の計算方法				
受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	
65歳以上の方	① 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	
	② 110万円を超え 330万円未満	(A) - 110万円		① 60万円以下
	③ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		② 70万円を超え 130万円未満
	④ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		③ 130万円以上 410万円未満
	⑤ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円		④ 410万円以上 770万円未満
			⑤ 770万円以上	

※その他の所得はこのままです。

④の年間給与所得金額	+	③の年間年金所得金額	+	④の年間年金所得金額	+	⑥の年間所得金額
百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円
3 4 0 0 0 0 0		0		0		2 5 0 0 0 0 0

控除	① 同居及び扶養親族控除	(同居しようとする親族(本人を除く)および遺属地扶養親族) 38万円 × 3人 = 114万円	妻・長女・母(本人は除く)
	② 老人控除対象配偶者控除	(同一生計配偶者で70歳以上の方) (扶養親族で70歳以上の方)	母(83歳)
	③ 老人扶養控除	10万円 × 1人 = 10万円	
	④ 扶養親族控除	(扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方) 25万円 × 1人 = 25万円	長女(高校生・18歳)
	⑤ 障がい者控除	(障がい者がある場合) 27万円 × 1人 = 27万円	母(身体障がい者4級)
	⑥ 特別障がい者控除	(特別障がい者がある場合) 40万円 × 1人 = 40万円	
	⑦ 寡婦控除	(寡婦であって所得のある方) 27万円 × 1人 = 27万円 (計算後の所得額が27万円未満の時はその額)	
	⑧ ひとり親控除	(ひとり親であって所得のある方) 35万円 × 1人 = 35万円 (計算後の所得額が35万円未満の時はその額)	

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

①~⑧を合計します。

百 十 万 千 百 十 円	← 申込世帯全員の年間総所得金額
3 3 0 0 0 0 0	
百 十 万 千 百 十 円	← 申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑧の特別控除額を差し引きましょう。
1 7 6 0 0 0 0	
百 十 万 千 百 十 円	← 申込世帯の月収額
1 5 4 0 0 0 0 ÷ 12 =	
1 2 8 3 3 3	

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額	
158,000円以下の方	※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

■ 月収額の計算例 ③ (給与所得者とその他所得者がいる場合)

例 大阪太郎さんの場合

本人(50歳)(大阪太郎さん)	年間総収入金額	2,500,000円(自営業)
妻(45歳)(大阪花子さん)	年間総収入金額	990,000円(パート)
長男(16歳)(大阪一郎さん)	年間総収入金額	0円(高校生)
二男(14歳)(大阪次郎さん)	年間総収入金額	0円(中学生)
長女(12歳)(大阪はるかさん)	年間総収入金額	0円(小学生)

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
大阪花子	990000		

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
① 551,000円未満	年間給与所得 = 0
② 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 ※最高10万円※
③ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円
④ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円
⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円
⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円
⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。
⑧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円
⑨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑩ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑪ 8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

大阪花子
990,000円 - 550,000円
= 440,000円

①の年間給与所得金額	340000
②の年間給与所得金額	

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	① 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	① 60万円以下	年間年金所得 = 0
	② 110万円を超え 330万円未満	(A) - 110万円 ※最高10万円※		② 70万円を超え 130万円未満	(A) - 60万円 ※最高10万円※
	③ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		③ 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	④ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		④ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	⑤ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円		⑤ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円

※その他の所得はこのままです。

③の年間年金所得金額		④の年間年金所得金額		⑤の年間所得金額	250000
------------	--	------------	--	----------	--------

控除	控除額	人数	合計控除額
① 同居及び扶養親族控除	38万円	4人	152万円
② 老人控除対象配偶者控除			
③ 老人扶養控除	10万円		
④ 扶養親族控除	25万円	1人	25万円
⑤ 障がい者控除	27万円		
⑥ 特別障がい者控除	40万円		
⑦ 寡婦控除	27万円		
⑧ ひとり親控除	35万円		

妻・長男・二男・長女 (本人は除く)

長男(高校生・16歳)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

①~⑤を合計します。

284000

申込世帯全員の年間総所得金額

177000

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑧の特別控除額を差し引きましょう。

107000	÷ 12 =	89166
--------	--------	-------

申込世帯の月収額

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額	
158,000円以下の方	※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。